★介護保険

平成28年1月から、介護保険に関する届出・申請の際、申請書等に本人のマイナンバーの記載が必要となります。(代理者のマイナンバーは必要ありません)

- 1 マイナンバーの記載が必要となる届出・申請
- 「介護保険資格取得・異動・喪失届」
- ·「介護保険 被保険者証交付申請書」
- ·「介護保険 被保険者証等再交付申請書」
- ・「介護保険 住所地特例 適用・変更・終了届」
- ・「介護保険 高額介護 (予防) サービス費支給申請書」
- ·「介護保険負担限度額認定申請書」
- ·「基準収入額適用申請書」
- ・「高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書」
- ・「介護保険 要介護認定申請・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定申請書」
- 「介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書」
- ・「介護保険 サービスの種類指定変更申請書」

2 持ち物

【本人確認書類】

- ○顔写真入りの証明書の場合
- ・個人番号カード、運転免許証、パスポートなど顔写真がある証明書の中から1点
- ○顔写真入りの証明書がない場合
- ・保険証、年金手帳など 氏名、住所が表示されている証明書の中から2点
- ◎代理人が申請する場合
 - 委任状
 - ※ただし、同一世帯の方が申請する場合は委任状の提示は必要ありません。
 - ※本人の介護保険被保険者証などの官公署から本人に対し一に限り発行・発 給された書類その他の保険者が適当と認める書類があれば委任状は必要あり ません。
 - 代理人の本人確認書類
 - ※代理人の個人番号カード、運転免許証 等
 - ※官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、保険者が適当と認めるもの(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの)(居宅介護支援専門員証等)
 - ※上記のものによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金 手帳など所定の書類を2つ以上提出させることにより確認します。

【マイナンバー確認書類】

- ・個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票 の中から1点
- ※手続きの対象となる全ての方のマイナンバーの分かる書類が必要です。 ※マイナンバーが不明な場合にはお問い合わせください。
- 3 問い合わせ先

介護福祉課

介護保険スタッフ 1至0550-82-4134